ACSES ニュースレター 2264号 (2022年2月17日)

発行: NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク (ACSES) 事務局

- 一目次(24 頁)—
- [1] 化学物質関係事故、事件関係
- ◇抗がん剤を誤投与、乳児死亡 静岡県立こども病院〈Web 報道〉
- ◇その他の事故、事件
- ・大津市民病院、手術は軽症のみの恐れ 医師9人退職意向、京大から派遣見込めず〈新聞報道〉
- ・早大生100人、オンライン不正受講で「不可」 複数授業を同時再生〈新聞報道〉
- ◇事故、事件の続報
- ・新潟県村上市の菓子メーカーの工場火災:「報知器鳴っても作業」常態化 三幸製菓火災 従業員が疑問視 消 防は各工場の不備指摘/防火対策のもろさ露呈 三幸製菓工場火災/「謝る以外何もできない」 工場火災で 三幸製菓が従業員に説明〈新聞報道〉
- ・日大前理事長脱税問題:日大は志願者減でダメージ 学生に謝罪なく田中前理事長は「不誠実」〈新聞報道〉
- ・ワリエワから3種の治療薬検出、禁止外の物質も 米紙報道〈新聞報道〉
- ◇事故·事件対策、措置、訴訟等
- ・化学物質非定常排出シナリオ構築のための毒劇物の漏洩事故情報解析〈産業技術総合研究所〉
- □大災害、原発事故対策

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について(1275報)〈厚生労働省〉

「災害対策]

- · 令和 3 年度災害調査報告書 公開〈労働安全衛生総合研究所〉
- [2] 「特集] 新型コロナウイルス感染症

[状況]

- ◇省庁発表
- ◇マスコミ報道 見出し

「対策・予防〕

- ◇ワクチン、検査薬、治療薬等
- ◇大学等関係
- ◇マスコミ報道 見出し
- [3] 環境関連法改正
- ◇環境関連法改正情報(2022年1月分)を更新しました〈産業環境管理協会〉

[4] 農薬

- ◇生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件(環境省告示第3号)〈官報〉
- ◇水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件(環境省告示第4号)⟨官報⟩

[5] 肥料

- ◇肥料を登録した件(農林水産省告示第301号)〈官報〉
- ◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第 10 号)〈官報〉
- ◇肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件(農林水産省告示第302号) 〈官報〉
- ◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件(農林水産省告示第303号)〈官報〉
- ◇特殊肥料等を指定する件の一部を改正する件(農林水産省告示第 304 号)〈官報〉
- ◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件の一部を改正する件(農林水産省告示第305号)〈官報〉



花韮(ハナニラ、イフェイオン)

- [6] 食品安全衛生関係
- ◇国産米の無機ヒ素の含有実態調査(平成29年~令和元年産)の結果について〈農林水産省〉
- ◇組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件(厚生労働省告示第 39 号)〈官報〉
- ◇組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件(厚生労働省告示第 40 号) 〈官報〉
- ◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
- ◇ビジネス Q&A 「食品工場内の設備に組み込むハンドラーやコンベヤなどの搬送設備について HACCP 対応が要求 されています。RoHS 指令および REACH 規則を遵守していることで HACCP 対応しているといえるでしょうか。」 を公開しました。〈中小企業基盤整備機構〉
- [7] 調査、公募、意見募集等 「公募、意見募集等」 5件
- [8] その他省庁発表 1件
- [9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

「開催案内 3件

[10] その他

◇インフルエンザ、感染症関係:3件

[付録]

◇雨漏り…でも修繕費がない マンションの管理不全「スラム化」の懸念〈新聞報道〉

[1] 化学物質関係事故、事件関係

◇抗がん剤を誤投与、乳児死亡 静岡県立こども病院

<共同通信 2022 年 2 月 16 日 > https://nordot.app/866568983664033792?c=39546741839462401

◇その他の事故、事件

・大津市民病院、手術は軽症のみの恐れ 医師9人退職意向、京大から派遣見込めず

<京都新聞 2022 年 2 月 16 日> https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/732293

地方独立行政法人・市立大津市民病院(大津市本宮2丁目)の「外科・消化器外科・乳腺外科」の医師9人が 退職の意向を示している問題で同病院は15日、医師を送り出している京都大からの医師派遣が見込めず、同診 療科では軽症患者の手術しか実施できなくなる恐れがあることを明らかにした。救急受け入れや新型コロナウイ ルスの診療体制にも影響する可能性があるという。

この日、同病院の北脇城理事長と高野早人事務局長が会見を開き、「患者および家族、関係機関に対し、不安や心配をかけていることに深くおわびする」とのコメントを読み上げた。

京都府立医科大名誉教授の北脇理事長らによると、退職意向を示した医師9人を派遣する京大から14日、今後は医師を派遣しないと通告され、同日までに9人のうち2人の退職届を受理した。慰留は難しく、同病院へ多数の医師を派遣する府立医大からも4月からの同診療科への医師派遣は見込めないという。

近隣の医療機関に支援要請しているが、協力を申し出ているのはわずかで、従来実施してきた肝臓切除など多 人数を要する手術は困難との見方を示した。

同病院は第1種感染症指定医療機関で多数のコロナ患者を受け入れているが、退職意向の医師には感染症科部 長の兼務者も含まれている。北脇理事長は「穴をできるだけ埋めるようにしたい」と述べた。救急については今 後、外科的対応を必要とする場合は受け入れを断るケースが多発する可能性もあるとした。

この問題を巡っては、退職意向を示した医師が「理事長らから退職を強要されるパワーハラスメントを受けた」と主張。北脇理事長は府立医大の医師たちとの交代を「提案した」と説明し「パワハラではない」とした。同病院はパワハラの有無について外部の弁護士による第三者委員会での検証を開始した。

・早大生100人、オンライン不正受講で「不可」 複数授業を同時再生

<朝日新聞 2022年2月17日> https://www.asahi.com/articles/ASQ2J5GVRQ2HUTIL055.html

早稲田大学は、商学部の一部の授業で学生による不正行為があったとして、関わった学生の同授業の成績を「不可」とすることを決めた。オンラインで視聴する授業動画を何本も同時に再生した学生が多数いることが判明したという。関係者によると、このような再生の仕方をしていた学生は約100人にのぼるとみられる。

早大によると、問題となったのは、商学部の必修科目として 2021 年度秋学期に開講された「ビジネス法入門」。 新型コロナウイルスの感染対策のため、対面授業の代わりに学生向けポータルサイト上で授業の動画を提供。単位を取るには期限内に全ての授業動画を見終える必要があった。

複数の早大関係者によると、秋学期の試験(今年2月)に先立って担当教員が動画の再生履歴を確認したところ、複数の動画の再生時刻が重なっている学生が100人以上いることが判明した。受講者の約半数にあたるという。

◇事故、事件の続報

○新潟県村上市の菓子メーカーの工場火災

・「報知器鳴っても作業」常態化 三幸製菓火災 従業員が疑問視 消防は各工場の不備指摘

<新潟日報 2022 年 2 月 15 日> https://www.niigata-nippo.co.jp/articles/-/26465

11日深夜に発生した新潟県村上市長政(ながまさ)の三幸製菓荒川工場の火災は、6人が死亡する惨事となった。同社は従業員に対する防災教育を徹底してきたと説明するが、従業員からは緊急時の避難誘導などの対応に疑問の声が上がっている。

三幸製菓によると、2019~20年に自社工場で火災が相次いで以降、防災設備などに数千万円を投入。消火設備の整備など安全対策を見直したとする。各工場で年2回以上、火災などを想定した避難訓練を実施するなどして従業員への防災意識を高めてきたという。

しかし、複数の従業員らは火災報知器が鳴っても避難せず、作業を続けることが常態化していたと証言している。

三幸製菓の担当者は14日、新潟日報社の取材に対し「従業員には普段から避難や防災の意識はあったと思う」とした上で、「今回火災報知器が従業員にしっかり聞こえていたかどうかを含め、問題がなかったか調査している」と話した。

村上署によると、死亡した清掃アルバイトの女性4人は、全焼した棟の1階東側の出入り口付近で倒れており、逃げる途中で避難経路を見失った可能性もある。4人ら夜間の清掃アルバイトが避難訓練に参加していたかについて、担当者は「現在確認中」とし、「安全対策を改め、二度とこのようなことがないよう反省しないといけない」と語った。

三幸製菓の工場は、荒川工場のほか、新発田工場(新発田市)、新崎工場(新潟市北区)がある。近年の消防当局による立ち入り検査で、避難誘導や消火に関わる設備の不備が指摘されていたことも14日、分かった。

新発田地域広域消防本部によると、新発田工場を対象とした検査を定期的に実施している。直近の検査では、

火災報知設備や誘導灯など、消防設備の点検結果を報告する書類の未提出が明らかになった。消火設備の不具合などもあった。

新崎工場では、過去3年間に警察発表があっただけで2件の火災が発生している。このほかに新潟市消防局では、米菓が燃えるなどの事案を把握しているという。市消防局は年 $1\sim2$ 回検査を行っており、消火器の設置場所の不良などを確認し、改善を求めている。

荒川工場では過去にも火災が相次いでおり、村上市消防本部が把握しているだけでも8件に上る。市消防本部が20年9月に行った立ち入り検査では、避難誘導灯や自動火災報知器の一部作動不良などを指摘。工場側は改善したと報告した。

・防火対策のもろさ露呈 三幸製菓工場火災

<新潟日報 2022年2月16日> https://www.niigata-nippo.co.jp/articles/-/26938

11日深夜に新潟県村上市長政(ながまさ)の三幸製菓荒川工場で、6人が死亡した火災は15日、県警が強制 捜査に乗り出す事態に発展した。従業員ら複数の関係者への取材で、日常的に工場の床に機具などが散乱し、火 災当日もスムーズな避難を妨げていたことも分かった。防火対策のもろさを指摘する声が上がっている。

三幸製菓は2019年~20年にかけて自社工場で火災が相次いだ。その後、防災設備などに数千万円を投じ、安全対策を見直したとしている。各工場で年2回以上、火災を想定した避難訓練を実施するなど、従業員への防災教育を徹底してきたと話す。

こうした取り組みの一方、今回の火災で防火対策の甘さが明るみに出た。出火当時、荒川工場に出勤していた 男性従業員によると、日常的に複数の棟の通路に機材や台車などが散乱していたという。今回も「逃げる最中に 物につまずいた」と話し、十分な避難経路が確保されていなかった。

別の従業員は「整理整頓が徹底されていなかった。本社の視察の時だけ取り繕うような風潮があり、安全対策を軽視していた面がある」と漏らす。

また、複数の従業員は、避難灯の追加設置や古くなった機材の新調など、安全対策や労働環境改善を求める現場の声が反映されにくい「風通しの悪さ」があると打ち明けた。

元従業員の男性は「生産を優先するため、トラブルや機械の修理でラインを止めづらい雰囲気があった。安全 第一ではなく、対応が後手に回っていた」と語った。

同社工場では「火災報知器の音に慣れきっていた」とする従業員の証言もあるが、こうした危機管理には同業 他社も疑問符を示す。県内のある製菓メーカーは「火災報知器が鳴っても作業を続けていたというのは首をかし げざるを得ない。リスクマネジメントが徹底されていたのか疑問だ」と述べた。

三幸製菓によると、避難経路を工場内に掲示し、訓練などで従業員に指導をしていたという。一方、危機管理マニュアルを従業員に配布するなどの安全対策は講じていなかった。同社は14日にホームページで「原因究明次第、適切な再発防止対策を講じる」などとおわびを掲載した。

男性従業員は「危機管理マニュアルを策定するなど社員を守る体制を確立してほしい」と訴えている。

・「謝る以外何もできない」 工場火災で三幸製菓が従業員に説明

<毎日新聞 2022 年 2 月 15 日> https://mainichi.jp/articles/20220215/k00/00m/040/018000c

新潟県村上市長政の米菓製造大手「三幸製菓」荒川工場で11日深夜に発生した火災で、同社は14日、同工場の従業員を対象にした説明を行った。出火原因については「現時点で不明」とし、出席者は犠牲者に黙とうをささげたという。一方、県警はこの日、焼け跡から新たに1人の遺体を発見したと発表。火災による死者は6人となった。

荒川工場にはこの日、会社側の説明を聞くため、多くの従業員が出社した。複数の従業員によると、約100人が出席し、耳を傾けた。説明を担当した社員は「謝る以外に言い訳も弁解も何もできません」と述べ、出火原因について「どうして出火したのかまだ分かっていない。詳しいことが分かり次第話す」と報告したという。

アルバイト従業員の女性(74)によると、社員は亡くなった人たちの名前を読み上げる際に声を詰まらせていた。女性は「出席者は固唾(かたず)をのんで見守っていた。何か言葉をかけたり、泣いたりすることはなく、皆、我慢していたのだと思う。亡くなった方々はかわいそうで声が出ない」と話した。

火災では、清掃担当のアルバイト従業員だった渡辺芳子さん(71)=村上市長政▽伊藤美代子さん(68) =胎内市下館▽近ハチヱさん(73)=同市東牧▽斎藤慶子さん(70)=同市土作の女性4人が死亡した。他 に製造担当の従業員だった20代男性2人が安否不明となっている。

現場は煎餅などを製造する「F棟」(鉄筋コンクリート一部2階建て、約9859平方メートル)で、外壁などを残し全焼した。出火当時、隣の「E棟」にいたアルバイト従業員の男性(55)は「閉まりかかった防火シャッターの下半分からF棟の中が見えた。火の海で真っ赤だった」と話す。

この男性によると、E棟で煎餅の味付け機や床の清掃をしていると突然、火災報知機が鳴りビニールが溶けたような匂いがした。直後に停電も発生。建物内は多数の機械があるため通路のほとんどが台車1台が通れるほどの狭さで、暗闇の中で身動きがとれなくなったという。男性は「『ここだ、こっちから出られる』という声を頼りに手探りで出口にたどり着いた」と緊迫した状況を振り返った。

工場には亡くなった人たちに花を手向ける人も相次いだ。従業員の30代女性は「巻き込まれた人たちを思うと心苦しい。(会社側は)最近、防災訓練や避難放送などで安全管理に力を入れているようだったが、火災が起きてしまい、とても残念だ」と話した。

工場周辺では社員が企業などを訪問し、お詫びをして回る姿もあった。この社員は取材に「私たちの口から何も言えないが、ご迷惑をおかけして申し訳なく、おわび申し上げる」と言葉少なだった。

同社ホームページによると、1 4 日時点で荒川工場を含むすべての工場が安全確認のため生産を停止している。 ◇過去にも8 件の火災

村上市消防本部によると、荒川工場では1988年7月~2019年11月、8件の火災が確認されている。 部分焼が4件、ぼやが4件で、けが人はいなかったという。

2019年11月の火災は「E棟」で発生。煎餅の乾燥機と焼き窯の上部に堆積(たいせき)した菓子くずがガスバーナーの輻射熱(ふくしゃねつ)で炭化、発火点に達して焼けたことが原因だった。

同消防本部が20年9月に実施した定期立ち入り検査では、自動火災報知設備の感知不作動、誘導灯の作動不良などの不備が見つかった。これを受けて工場側は、補修や取り換えなどをしたとする改修報告書を提出した。

過去の8件は今回火災が起きた「F棟」とは別の建物で発生し、ほとんどが煎餅の生産工程で生地を乾燥させる機械に堆積(たいせき)した菓子くずから発火したとみられる。一方、同消防本部によると、今回の火災を巡っては一部の従業員が「炭化した菓子のかすから出火した」と証言しているという。

◇県警、消防が実況見分と捜索

県警と消防は14日、火災現場の実況見分と安否不明者の捜索をし、新たに身元不明の1人の遺体を発見した。 火災による死者は計6人となった。

火災では、製造担当の従業員だった20代男性2人の安否が不明となっており、新たに発見された遺体と、12日に発見された別の遺体はこの男性2人とみられる。いずれも建物南西側のボイラー室付近で見つかった。この他、清掃担当のアルバイト従業員だった女性4人が死亡し、いずれも煙を吸ったとみられ、焼死と判明した。

県警と消防は15日も引き続き、実況見分を行い、出火原因などを調べる。また、新潟労働局と総務省消防庁の職員も調査のため火災現場を視察した。

○日大前理事長脱税問題

・日大は志願者減でダメージ 学生に謝罪なく田中前理事長は「不誠実」

<毎日新聞 2022 年 2 月 15 日> https://mainichi.jp/articles/20220215/k00/00m/040/324000c

日本大学の取引業者からのリベート (謝礼) などを申告せずに 2018 年と 20 年の所得税計約 5200 万円を脱税したとして、所得税法違反(過少申告)に問われた日大前理事長の田中英寿被告 (75) は 15 日、東京地裁で開かれた初公判で起訴内容を認めた。

大学の先行き見通せず…

日大前理事長の田中英寿被告は初公判で事件の責任を認めて謝罪したが、日大の 2022 年度入試の志願者は減少傾向で、大学に残るダメージは小さくない。日大関係者は「具体的な説明や学生への言葉がなく、不誠実だ」と 憤る。

日大の内部資料によると、2月7日現在の全16学部(夜間部を除く)の22年度一般入試志願者数は8万3809人で、前年度同日比5367人(6%)減。最も減少率が大きいのは医学部(35・8%)で、国際関係学部(18・5%)、工学部(13・3%)と続く。前年度は新型コロナウイルスの影響で最終志願者数が1万5674人減と大きく落ち込んだが、厳しい状況が続く。

ある日大職員は「大学の先行きが見通せないからと、塾や高校の教師らが出願を止めるケースが相次いでいる と聞いた」と嘆く。被告人質問でも田中前理事長から学生や保護者に向けた言葉はなく、別の日大職員は「後始 末しないで大学を去った人に謝罪されても心に響かない」と突き放す。

日大商学部の吉原令子教授(56)は「罪は認めていても、人ごとのようにしか感じられず、本当に反省していないんだなと憤りを覚えた。受領したリベートの原資は学費などのはずで、学生や保護者らに謝罪の言葉がないのは非常に残念だ。就職活動などで不利益が生じると不安を感じている学生もおり、初公判の内容にはショックを受けると思う」と話した。

・ワリエワから3種の治療薬検出、禁止外の物質も 米紙報道

<毎日新聞 2022年2月16日> https://mainichi.jp/articles/20220216/k00/00m/050/077000c

北京冬季五輪のフィギュアスケート女子に出場しているロシア・オリンピック委員会 (ROC) の 15 歳、カミラ・ワリエワのドーピング問題で、陽性反応を示した禁止物質トリメタジジンを含めて心臓疾患の治療に使用される薬物が計 3 種類検出されていたと米紙ニューヨーク・タイムズ (電子版) が 15 日に報じた。

新たに判明した物質は禁止薬物には指定されていない「ハイポキセン」と「L―カルニチン」で、スポーツ仲裁 裁判所 (CAS) に提出された文書で明らかになったという。CAS は同選手が 16 歳未満の「要保護者」に当たるな どの理由で継続出場を認める異例の裁定を下した。

◇事<u>故・事件対策、措置、訴訟等</u>

・化学物質非定常排出シナリオ構築のための毒劇物の漏洩事故情報解析

<産業技術総合研究所 2022年2月9日> https://riss.aist.go.jp/research/20220209-2005/

【背景・経緯】

災害や事故による非定常の化学物質排出は、近年の自然災害の増加、またそれに連動して起こり得る事故の増加等から、一般環境(事業所外など)への影響にも注目が集まっています。一般環境の影響予測や事故時の対策策定には、現実の事故の性質や規模を想定してシミュレーションを行うことが求められます。本研究では、その際の現実的なシナリオの構築を目的として、「毒物又は劇物の流出・漏洩事故情報」(以下、毒劇物 DB)への届出データ 1999-2018 年分(1540 件)を用いて、毒劇物の事故時における、漏洩した化学物質の漏洩量、漏洩先、事故と関連した装置・設備、事故による環境影響などを整理・解析しました。

【成果】

毒劇物 DB では、128 物質について事故届出がなされていましたが、漏洩先が大気の場合、塩化水素、アンモニア、塩素で届出件数の半分強を占め、水域では水酸化ナトリウム、硫酸、塩化水素で6割を占めていました。漏洩先が大気の場合、一般住民への影響が懸念される事象が起こる場合が多く、水域の場合、魚のへい死、鳥の死亡の数が多いことが示されました。漏洩量の数値情報(記載ありのデータは全体の約6割)はテキスト抽出ののち重量に換算しました。漏洩量の累積度数分布は多くの物質で対数正規分布に近いことが示されました(図左は一例)。この結果から、漏洩量データが限られている物質においても、累積度数が対数正規分布に従うとみなすことで分布のパラメータが得られ、漏洩量の中央値や95パーセンタイルなどが推定可能になると考えられます。さらに事故の概要のテキストを分析し、一つの事故事例の中で同時に出現しやすい語句の関係、およびその事故の性質(漏洩先が「大気」「水域」等)を対応分析と呼ばれる手法により可視化しました(図右)。

□大災害、原発事故対策

[福島原発事故]

食品中の放射性物質の検査結果について(1275報) (東京電力福島原子力発電所事故関連)
 <厚生労働省 2022年2月16日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=a5EoQp0_LvIDJxb5Y

1 自治体の検査結果

小樽市、岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、 松山市、甲府市

- ※ 基準値超過 なし
- 2 緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
 - ※ 基準値超過 なし
- 3 国立医薬品食品衛生研究所における検査
 - ※ 基準値超過 なし

[災害対策]

· 令和 3 年度災害調査報告書 公開

<労働安全衛生総合研究所(JNIOSH) 2022年2月9日>

https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/saigai_houkoku.html

[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

- ・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について(空港検疫)
- <厚生労働省 2022年2月16日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=Z50kTpEzIv4PKxn1Y
- ・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について(令和4年2月16日版)
- <厚生労働省 2022年2月16日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=b5UsRpk7KvYHIxP9Y
- ・新型コロナウイルス ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況を掲載しました
- <厚生労働省 2022年2月16日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=S7EIYrOfDtIjBObZY
- ・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました
- <厚生労働省 2022 年 2 月 16 日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=b5UsRpk7KvYHI2P9Y
- ・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料(発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例)を更新しました
- <厚生労働省 2022年2月16日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=U6kQeqUHFso7H0DBY

◇10 代学生死亡、基礎疾患なし コロナ感染、さいたま市

<共同通信 2022年2月16日> https://nordot.app/866650019683729408?c=39546741839462401

さいたま市は16日、埼玉県内で新型コロナウイルス感染の死者として同日公表された5人のうち1人は、同市在住で10代後半の男子学生と明らかにした。基礎疾患は確認されていない。市は「疾患のない10代の死亡は全国でも珍しい」としており、10代の死亡は県内で初めて。

市によると、3日に市内の医療機関で陽性と診断された。6日に学生側から搬送要請があったが、救急隊の判断で搬送しなかった。学生側は翌7日も搬送を求め、県内の医療機関に運ばれたものの、9日に死亡した。

◇マスコミ報道 見出し

・韓国 新規感染者 9万人超に 過去最多の前日から3万人以上増加

<NHK 2022年2月16日> https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220216/k10013486431000.html

[対策・予防]

◇まん延防止、長野も延長要請 8道府県に

<時事ドットコム 2022年2月16日> https://www.jiji.com/jc/article?k=2022021600581&g=pol 松野博一官房長官は16日の記者会見で、新型コロナウイルスの「まん延防止等重点措置」が20日に期限を迎える21道府県のうち、新たに長野県から延長の要請があったと明らかにした。

これまでに北海道、静岡、兵庫などが延長を要請しており、長野を加えて計8道府県となる。このほかに、岡山県も16日、延長を要請する方針を発表した。一方、政府は山口、沖縄両県については20日で解除する方針だ。

松野氏によると、長野県は3月6日までの2週間の延長を希望している。政府内には各道府県の延長幅を東京都などと同じ同6日までとする案が出ており、感染状況を見極めて慎重に判断する。

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

<厚生労働省 2022 年 2 月 16 日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=2yGY8i2PnkKz18pJY

◇大学等関係

・コロナ禍で大学生の「協働力」など低下 一方で伸びた能力は…

<朝日新聞 2022年2月16日> https://www.asahi.com/articles/ASQ2J3TBTQ2GUSPT00K.html

コロナ禍の影響で、大学生の「協働力」や「親和力」「行動持続力」などが低下している――。大手予備校・河合塾のグループ会社によるテストで、そんな傾向が浮かんだ。いずれも、社会に出て仕事をする際に必要度が高い能力とされる。コロナ禍でオンライン授業が増え、グループで議論して成果を発表する機会が減るなどした影響が出ているようだ。

このテストはピックアンドミックス社(東京)が2012年から実施している「PROG(プログ)」。ジェネリックスキルと呼ばれる、社会で求められる一般的な能力を測るもので、同じ学生が1年生の時に1回目を、3年生になった時に2回目を受ける。

21年にテストを受けた3年生2万556人分の結果をみると、目標に向けて協力して仕事を進める協働力、他者と豊かな関係を築く親和力のほか統率力といった能力が、1年生の時より低下していた。これらの力は、他の人と信頼を築きチームとして動くために必要な基礎力とされ、20年の3年生では、1年生の時より伸びていた力だった。

PROG を河合塾とともに開…

◇マスコミ報道 見出し

- ・オミクロン 症状 後遺症は ピークは わかってきたこと【2/16】
- < NHK 2022年2月16日> https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220216/k10013486651000.html
- ・水際緩和 一定条件で待機撤廃へ
- <産経ニュース 2022年2月16日>

https://www.sankeibiz.jp/article/20220216-4Q06ZXU4CBJJJAPEKIAZ4V42SQ/

- ・花粉症、早めの対策を オミクロン株と区別しにくい可能性
- <京都新聞 2022年2月15日> https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/732150
- ・アメリカ ニューヨーク市 接種拒否の職員 1400 人余を解雇
- < NHK 2022年2月16日> https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220216/k10013486171000.html

[3] 環境関連法改正

◇環境関連法改正情報 (2022年1月分) を更新しました

<産業環境管理協会(JEMAI) 2022年2月9日> https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/

更新情報: 毒劇法(毒物及び劇物取締法)、プラスチック資源循環法(プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)、地球温暖化対策推進法、労働安全衛生法。

[4] 農薬

◇生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件(環境省告示第3号)

[官報] 令和4年2月16日 本紙 第676号 5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220216/20220216h00676/20220216h006760005f.html

○環境省告示第3号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号(農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準)第三号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(令和二年三月環境省告示第三十一号)の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和4年2月16日

環境大臣 山口 壯

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後		改正前		
(略)		(略)	(略)	
別表		別表		
農薬の成分	基準値	農薬の成分	基準値	
(略)		(略)		
3, 6 - ビス (2 - クロロフェニル)	1.8 μ g/1	3, 6 - ビス (2 - クロロフェニル)	$1.8 \mu \text{g} / 1$	
- 1, 2, 4,5 - テトラジン(別名クロ		-1,2,4,5-テトラジン(別名クロ		
フェンテジン)		フェンテジン)		
O, O, - ジメチル=O, -4-ニト	$1.4 \mu \text{ g/}1$	(新規)		
<u>ロ-m-トリル=ホスホロチオアー</u>				
<u>ト(別名フェニトロチオン又はME</u>				
<u>P)</u>				
発芽スイートルーピン抽出たんぱく	$2,000 \mu\mathrm{g/1}$	(新規)	(新規)	
<u>質</u>				

◇水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件(環境省告示第4号)

[官報] 令和4年2月16日 本紙 第676号 5~6頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220216/20220216h00676/20220216h006760005f.html

○環境省告示第4号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号(農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準)第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準(平成二十年七月環境省告示第六十号)の一部を次のように改正し、公布の口から適用する。

令和4年2月16日

環境大臣 山口 壯

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後		改正前	
(略)		(略)	
農薬の成分	基準値	農薬の成分	基準値
(略)		(略)	
1 L - (1,3,4/2,6) - 2, 3 - ジヒドロ	0.95 mg/1	1 L - (1,3,4/2,6) -2,3 - ジヒドロ	0.95 mg/1
キシ・6・ヒドロキシメチル・4・		キシ-6-ヒドロキシメチル-4-	
[(1S, 4R, 5S, 6S) - 4, 5, 6 - トリヒ		[(1S, 4R, 5S, 6S) - 4, 5, 6 - トリヒ	
ドロキシ-3-ヒドロキシメチルシク		ドロキシ-3-ヒドロキシメチルシク	
ロヘキサ・2・エニルアミノ]シクロ		ロヘキサ・2・エニルアミノ]シクロ	
$ \left \begin{array}{c} \wedge + \rangle \mathcal{N} = \beta - D - \mathcal{J} \mathcal{N} = \mathcal{S} \\ \end{array} \right $		\wedge + ν λ = β - D - γ λ λ = β λ	
ド(別名バリタマイシンA又はバリタ		ド(別名バリタマイシンA又はバリタ	
マイシン)		マイシン)	
<u>エチル=4 - (4 - クロロ - O - トリル</u>	0.031 mg/1	(新規)	
<u>オキシ)ブチラート(別名MCPBエ</u>			
<u>チル)</u>			

[5] 肥料

◇肥料を登録した件(農林水産省告示第301号)

[官報] 令和4年2月15日 本紙 第675号 6頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220215/20220215h00675/20220215h006750006f.html 肥料の新規登録 18 件が公示された。

◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産省令第 10 号)

[官報] 令和4年2月15日 号外 第31号 1頁

改正後

https://kanpou.npb.go.jp/20220215/20220215g00031/20220215g000310001f.html

○農林水産省令第 10 号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第六条第一項第六号(同法第三十三条の 二第六項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部 を改正する省令を次のように定める。

令和4年2月15日

農林水産大臣 金子原二郎

改正前

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。) でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

(植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する	(植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する
肥料)	肥料)
第二条の二 法第六条第一項第六号(法第三十三条の	第二条の二 法第六条第一項第六号(法第三十三条の
二第六項において準用する場合を含む。次条におい	二第六項において準用する場合を含む。次条におい
て同じ。) の農林水産省令で定める肥料は、次に掲げ	て同じ。) の農林水産省令で定める肥料は、次に掲げ
る種類に属する普通肥料(農林水産大臣が指定する	る種類に属する普通肥料(農林水産大臣が指定する
ものを除く。)とする。	ものを除く。)とする。

一~五 (略)	一~五 (略)
<u>六 熔成けい酸質肥料</u>	_(新設)_
<u>七~九</u> (略)	<u>六~八</u> (略)

附 則

この省令は、令和四年三月十七日から施行する。

◇肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件(農林水産 省告示第302号)

[官報] 令和4年2月15日 号外 第31号 56~67頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220215/20220215g00031/20220215g000310056f.html

○農林水産省告示第302号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第三条第一項の規定に基づき、昭和六十 一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号(肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)の一部を次のように改正し、同条第二項の規定に基づき、公告する。

令和4年2月15日

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下 [傍線部分] という。)でこれに対応する改正 後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部 分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

- 一[改正後]と[改正前]が併記されているが、紙面の都合上、[改正前]のみ掲載した。 <ACSES 事務局>— [改正後]
- 一 窒素質肥料(有機質肥料(動植物質のものに限る。)を除く。)
 - (1) (略)
 - (2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

(乙) 豆蚁(艾月为)(两)(1)	1	1	1
肥料の種類	含有すべき	含有を許され	その他の制限事項
	主成分の最	る有害成分の	
	小量(%)	最大量(%)	
被覆窒素肥料 (窒素質肥料	(略)	(略)	一 ∼三 (略)
又は副産肥料 (専ら原料規			四 原料規格第二中一の項ヲ、二の項ホ、三の項へ、
格第二中一の項から五の			四の項ホ、五の項八、六の項ル、七の項ーホ、八
項までに掲げる原料を使			<u>の項八</u> 、九の項八、十の項ヌ、十一の項ヌ、十二
用した肥料であって、窒素			の項八又は十三の項ロに掲げる原料(以下[要植
を保証し、りん酸及び加里			害確認原料] という。) を使用する肥料を原料とし
を保証しないものに限			て使用する肥料にあつては、要植害確認原料が肥
る。)を硫黄その他の被覆			料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法
原料で被覆したものをい			律第百二十七号。以下 [法] という。) 第七条ただ
う。)			し書(法第三十三条の二第六項において準用する
			場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき楷害試験
			の調査を受け害が認められないものであること。
			五 登録の有効期間は、原料規格第一中一の項ロ、
			原料規格第二中一の項ヲ、二の項ホ、三の項へ、
			四の項ホ、五の項ハ、六の項ル、七の項ホ、 <u>八の</u>
			項ロ若しくはハ、九の項八、十の項ヌ、十一の項
			ヌ、十二の項八、十三の項ロ又は十四の項に掲げ

		る原料(登録の有効期間が六年である肥料又は当該肥料を原料として使用する肥料の製造において生じたものを除く。)(以下[三年原料]という。)を使用する肥料又は登録の有効期間が三年である肥料(以下[三年肥料等]と総称する。)を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあっては六年である。
混合窒素肥料 (窒素質肥料 又は副産肥料 (専ら原料規 格第二中一の項から五の 項までに掲げる原料を使 用した肥料であって、窒素 を保証し、りん酸及び加里 を憚証しないものに限 る。) に、窒素質肥料、有 機質肥料、副産肥料等、石 灰質肥料、けい酸質肥料、 苦土質肥料。マンガン質肥 料、ほう素質肥料又は微量 要素複合肥料を混合した ものをいう。		一〜七 (略) 八 登録の有効期間は、 <u>三年肥料等</u> を原料として使用する <u>肥料</u> にあっては三年、 <u>三年肥料等</u> を原料として使用しない <u>肥料</u> にあては六年である。

- 二 りん酸質肥料 (有機質肥料 (動植物質のものに限る。) を除く。)
 - (1) (略)
 - (2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害	その他の
		成分の最大量(%)	制限事項
(略)	(略)	(略)	(略)
混合りん酸肥料(りん酸質肥料又は副産	主成分別表第一のとおり。ただ	(略)	(略)
肥料(専ら原料規格第二中六の項に掲	し、同表の記載にかかわらず、可		
げる原料を使用した肥料であって、りん	溶性りん酸、く溶性りん酸又は水		
酸を保証し、窒素及び加里を憚証しない	溶性りん酸のいずれか一につい		
ものに限る。)に、りん酸質肥料、有機質	7		
肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸	一・ ○		
質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、			
ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混			
合したものをいう。)			

- 三・四 (略)
- 五 副産肥料等
- (1) (略)
- (2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類 含有すべき主成分の最小量(%)		含有を許される有害	その他の制
		成分の最大量(%)	限事項
(略)	(略)	(略)	(略)
液状肥料(肥料(混合汚泥複合肥料及	一~九 (略)	(略)	(略)

び規則第一条の二各号に掲げる普通肥	十 一から九までに 掲げるも		
料を除く。)又は肥料原料(原料規格第	ののほか 可溶性硫黄を保証		
一及び原料規格第二に掲げるものに限	するものにあつて は <u>、一か</u>		
り、要植害確認原料及び原料規格第二	ら九まで に掲げるもののほ		
中十五の項に掲げるものを除く。)を使	<u>カ</u> ゝ		
用したものであって、液状のものをい	可溶性硫黄		
う。)	-• ○		
(略)	(略)	(略)	(略)

六 複合肥料

- (1) (2) (略)
- (3) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成	含有を許される有	その他の制限事項
	分の最小量(%)	害成分の最大量(%)	
(略)	(略)	(略)	(略)
混合堆肥複合肥料(次に掲げる肥料	(略)	(略)	一~三 (略)
をいう。			四 堆肥(動物の排せつ物を主
一 窒素質肥料、りん酸室肥料、仮			原料とするものに限る。)を原
質肥料、有機質肥料、副産肥料等、			料とする場合にあつては、乾
複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥			物として窒素全量が二・○%
料、苦土質肥料、マンガン質肥料、			以上であり、かつ、窒素全量、
はう素質肥料又は微量要素複合肥料			りん酸全量 <u>又は</u> 加里全量の合
に堆肥(動物の排せつ物又は食品由			計量五•○%以上であること。
来の有機質物を主原料とするものに			五~八 (略)
限る。)を混合し、造粒又は成形後、			九 登録の有効期間は、三年肥
加熱乾燥したもの			料等を原料として使用する <u>肥</u>
二 窒素質肥料、りん酸質肥料、加			<u>料</u> にあつては三年、三年肥料
里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、			等を原料として使用しない <u>肥</u>
複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥			<u>料</u> にあつては六年である。
料、苦土質肥料、マンガン質肥料、			
ほう素質肥料又は微量要素複合肥料			
に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及び			
その粉末、発酵乾ぷん肥料、よもぎ			
かす、骨灰、動物の排せつ物(鶏ふ			
んの炭化物に限る。) 又は動物の排せ			
つ物の燃焼灰(鶏ふん燃焼灰に限			
る。)のいずれか一以上及び堆肥(動			
物の排せつ物又は食品由来の有機質			
物を主原料とするものに限る。)を混			
合し、造粒又は成形後、加熱乾燥し			一~十二 (略)
たもの)			十三 登録の有効期間は、三年
成形複合肥料(窒素質肥料、りん酸	(略)	(略)	肥料等を原料として使用する
質肥料、加里質肥料、有機質肥料、			<u>肥料</u> にあっては三年、三年肥
副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、			料等を原料として使用しない
けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガ			<u>肥料</u> にあっては六年である。
ン質肥料、ほう素質肥料若しくは微			

量要素複合肥料に木質泥炭、紙パル			
プ廃繊維、草炭質腐植、流紋岩質凝			
灰岩粉末又はベントナイトのいずれ			
か一を混合し、造粒又は成形したも			
のをいう。)			
(略)	(略)	(略)	(略)

七 (略)

八 けい酸質肥料

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

(1) 登録の有効期間が六年であるもの							
肥料の種類	含有すべき主成分の最小	含有を許される有害成	その他の制限事項				
	量(%)	分の最大量(%)					
けい灰石肥料	可溶性けい酸		ニミリメートルの網ふるい				
	<u></u> O • O		を全通し、十〇〇マイクロメ				
	<u>アルカリ分</u>		ートルの網ふるいを十○%				
	<u>二五・〇</u>		以上通過すること。				
鉱さいけい酸質肥料(製り	一 可溶性けい酸及びア	一 可溶性けい酸が二	一 可溶性けい酸が二〇%				
ん残さい又は製銑鉱さい	<u>ルカリ分を保証するも</u>	○%以上のものにあ	<u>以上のもふにあっては、二</u>				
等の鉱さいをいい、ほう素	<u>のにあっては</u>	<u>つては</u>	ミリメートルの網とるい				
質肥料を混合して熔融し	可溶性けい酸	<u>1</u> 可溶性けい醵の	を全通し、かつ、水砕した				
たものを含む。)	$\underline{\hspace{1cm}} \hspace{1cm} \underline{\hspace{1cm}} \hspace{1cm} \hspace{1cm} \underline{\hspace{1cm}}\hspace$	含有率一・○%につ	鉱さい以外のものにあつ				
	<u>アルカリ分</u>	<u>き</u>	ては、六〇〇マイクロメー				
	<u>三五・〇</u>	<u>ニッケル</u>	トルの網ふるいを六○%				
	二 可溶性けい酸及びア	<u></u>	<u>以上通過すること</u>				
	<u>ルカリ分のはかく溶性</u>	<u>クロム</u> <u>〇・一</u>	<u>二</u> 一以外のものにあって				
	<u>苦土、く溶性マンガン又</u>	<u>チタン</u>	は、ニミリメートルの網ふ				
	はく溶性はう素を保証	<u>〇・〇四</u>	るいを全通し、かっ、可溶				
	<u>するものにあっては</u>	<u>2</u> 最大限度量	性石灰を四〇%以上含有				
	可溶性けい酸	<u>ニッケル</u>	する鉱さいであること。				
	$\underline{-\bigcirc \cdot \bigcirc}$	<u>○・四</u>	<u>三</u> アルカリ分か三○%未				
	<u>アルカリ分</u>	<u>クロム</u> 四・〇	満のものにあっては、アル				
	<u>=0·0</u>	<u>チタン</u> <u>ー・五</u>	ヵリ分を三○%以上保証				
	く溶性苦土については	二 一 <u>以外のものにあ</u>	する鉱さいけい酸質肥料				
	<u>•</u>	っては最大限度量	に赤鉄鉱を加えたもので				
	く溶性マンガンについ	<u>ニッケル</u> 〇・二	<u>あること。</u>				
	<u>ては _・0</u>	<u>クロム 二・〇</u>					
	く溶性はう素にっいては	<u>チタン</u> <u>一・○</u>					
	<u>○・○五</u>						
軽量気泡コンクリート	可溶性けい酸	最大限度量	四ミリメートルの網ふるい				
粉末肥料	<u>一五・〇</u>	<u>チタン</u> <u>ー・○</u>	を全通すること。				
	アルカリ分						
	<u>一五・〇</u>						
シリカゲル肥料(水ガラス	可溶性けい酸	可溶性けい酸	一 <u>日本産業規格(JISZ</u>				
のアルカリを中和し、ゲル	<u>八〇・〇</u>	<u>八〇・〇</u>	<u>O七の一)に規定された包</u>				
化してから脱水したもの			装用シリカゲル乾燥剤と				
<u>をいう。)</u>			して生産されたものであ				

		ること。 二 七五マイクロメートル の網ふるい上に七○%以 上残留すること。 三 検湿剤等他の原料を使 用したもの及び他の用途 に使用されたものを除一
シリカヒドロゲル肥料(水 ガラスのアルカリを中和 し、ゲル化したものをい う。)	<u>可溶性けい酸</u> 一七・○	 一 摂氏一八○度で三時間 乾燥したものが、日本産業 規格(JISZO七○一) に規定された包装用シリカゲル乾燥剤に該当するものであること。 二 検湿剤等他の原料を使用したものを除く。

(2) 登録の有効期限が三年であるもの

(2) 登録の有効期限が三年	であるもの		
肥料の種類	含有すべき主成分の	含有を許される有害成	その他の制限事項
	最小量(%)	分の最大量(%)	
熔成けい酸質肥料(廃棄物	一 可溶性けい酸	一 可溶性けい酸の	一 日本産業規格(JISA五○
の処理及び清掃に関する	<u></u>	含有率一・○%に	三一又はJISA五〇三二)に
法律 (昭和四十五年法律第	<u>アルカリ分</u>	<u>つき</u>	規定された溶融スラグスは溶融
百三十七号。以下「廃掃法」	<u>=0.0</u>	<u>ひ素</u> <u>〇・〇〇四</u>	<u>スラブ骨材に該当するものであ</u>
という。) 第二条第二項に	二 可溶性けい酸及	<u>カドミウム</u>	<u>ること。</u>
規定する一般廃棄物、同条	<u>びアルカリ分のは</u>	<u>○・○○○</u> 五	二 廃掃法第二条第四項第一号に
第四項に規定する産業廃	かく溶性苦土を保	ニッケル	規定する汚泥及び廃プラスチッ
棄物又はそれらの焼却灰	証するものにあつ	$\bigcirc \cdot \bigcirc -$	ク類並びに廃棄物の処理及び清
を溶融したものをいう。	ては、一に掲げるも	<u>クロム</u> <u>〇・一</u>	掃に関する法律施行令(昭和四
	ののほかく溶性苦	<u>チタン</u> 〇・〇四	十六年政令第三百号)第二条第
	<u>±</u> -•0	水銀	<u>一号から第五号までに掲げる廃</u>
		<u>0.000</u>	棄物以外の廃掃法第二条第四項
		<u> </u>	に規定する産業廃棄物を原料と
		二 最大限度量	して使用しないこと。
		<u>ニッケル</u> 〇・四	三 コークスベッド式のシャフト
		<u>クロム</u> <u>四・〇</u>	<u>炉式ガス化溶融炉において、塩</u>
		<u>チタン</u> 一 <u>・五</u>	<u>基性のカルシウム含有物を使用</u>
			して溶融したものであること。
			四 溶融物を水砕した後、磁選機
			で金属を除去したものであるこ
			<u>と。</u>
			五 四・七五ミリメートルの網ふ
			るいを全通し、ニミリメートル
			の網ふるいを九五%以上通過す
			<u>ること。</u>
			六 植害試験の調査を受け害が認
			<u>められないものであること。</u>

	七 牛等由来の原料を使用する場
	合にあっては、管理措置が行わ
	<u>れたものであること。</u>
	八 牛等の部位を原料とする場合
	にあっては、脊柱等が混合しな
	いものとして農林水産大臣の確
	認を受けた工程において製造さ
	<u>れたものであること。</u>

九 苦土質肥料

- (1) (略)
- (2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成	含有を許される有害	その他の制限事項
	分の最小量(%)	成分の最大量(%)	
被覆苦土肥料(副産肥料(専ら原	(略)	(略)	一~三 (略)
料規格第二中十一の項に掲げる			四 登録の有効期間は、三年肥料
原料を使用した肥料であって、苦			<u>等</u> を原料として使用する肥料
土を佯証したものに限る。)又は			にあつては三年、 <u>三年肥料等</u> を
苦土質肥料を硫黄その他の被覆			原料として使用しない肥料に
原料で被覆したものをいう。)			あつては六年である。
(略)	(略)	(略)	(略)

- 十・十一 (略)
- 十二 微量要素複合肥料
 - (1) (略)
 - (2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成	含有を許される有害成分の最大	その他の
	分の最小量(%)	量(%)	制限事項
混合微量要素肥料(副産肥料(専ら原料規格第	(略)	一~二 (略)	(略)
二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料で		三 窒素、りん酸又は加里のう	
あって、苦土を憚証したもの又は専ら原料規格		ち、いずれか二以上を保証す	
第二中十二の項に掲げる原料を使用した肥料		るものにあっては、窒素、 <u>り</u>	
であって、マンガンを憚証したものに限る。)、		<u>ん酸</u> 又は加里のそれぞれの最	
苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又		も大きい主成分の量の合計量	
は微量要素複合肥料に有機質肥料、副産肥料		の含有率一・○%につき	
等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、		有害成分別表第二	
マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複		のとおり	
合肥料を混合したものをいう。		四 (略)	

十三・十四 (略)

有害成分別表第三

- 一 六に該当するもの以外のものであって、窒素、りん酸又は加里のいずれか一を保証するもの(窒素、りん酸 又は加里のいずれか I のはかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又ははう素を保証するものを含む。) について
 - 1 2 (略)
 - 3 加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないもの(加里のはかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又ははう素を保証するものを含む。)について
 - <u>イ</u> 口に掲げるもの以外のものにあっては、加里の最も大きい主成分の量の含有率一・○%につき

<u>ひ素</u>	<u>〇・〇〇四</u>
<u>ロ</u> 原料規格第二中八の項ロに掲げる原料を使用したものにあっては、	加里の最も大きい主成分の量の含有
<u>率一・〇%につき</u>	
<u>ひ素</u>	<u>○ · ○○四</u>
カドミウム	<u> </u>
ニッケル	$\bigcirc \cdot \bigcirc -$
<u>クロム</u>	$\bigcirc \cdot -$
チタン	
	<u></u>
—————————————————————————————————————	
	った なか二以上を保証するもの(窒素、り
ん酸又は加里のいずれか二以上のはかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、	マンガン又ははう素を保証するもの
を含む。)について	
1 2及び3に掲げるもの以外のものにあっては、窒素、りん酸又は加り	里のそれぞれの最も大きい主成分の量
——— の合計量の含有率一・○%につき	
硫青酸化物	○・○○五.
ひ素	0.00=
亜硝酸	$\circ \cdot \circ \overline{}$
ビウレット性窒素	$\bigcirc \cdot \bigcirc $
スルファミン酸	○·○○五
カドミウム	〇・〇〇〇七五
2 (略)	
3 原料規格第二中八の項ロに掲げる原料を使用したものにあっては、3	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最
も大きい主成分の量の合計量の含有率一・○%につき	
ひ素	$\circ \cdot \circ \circ =$
カドミウム	〇・〇〇〇七五
ニッケル	○・○○五

三~六 (略) 原料規格第二

クロム チタン

水銀

鉛

		原料規格第二			
分類番号	原料の種類	原料の条件			
(略)	(略)	(略)			
八	動植物質燃焼灰	イ (略)			
		<u>ロ</u> バイオマス (動植物に由来する有機物である資源 (原油、石油ガス、可燃			
		性天然ガス及び石炭を除く。) をいう。) のうち草木に由来するものを専焼す			
		る設備で燃焼させて生じた燃焼灰であって、加里含有物であるもの(塗料若			
		しくは薬剤を含むもの又はそのおそれがあるものを燃焼させて生じたもの			
		<u>を除く。</u>			
		<u>八 (略)</u>			
(略)	(略)	(略)			

〇・〇五

 $\circ \cdot \circ =$

○·○○○五 ○·○○三

附則

この告示は、令和四年三月十七日から施行する。

◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通 肥料を指定する件の一部を改正する件(農林水産省告示第 303 号)

[官報] 令和4年2月15日 号外 第31号 67~68頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220215/20220215g00031/20220215g000310067f.html

○農林水産省告示第303号

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号)第四条第一号の規定に基づき、昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十八号(肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件)の一部を次のように改正する。

令和4年2月15日

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

一[改正後]と[改正前]が併記されているが、紙面の都合上、[改正前]のみ掲載した。 <ACSES 事務局>— 「改正後

硫酸アンモニア、硝酸石灰、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、 オキサミド、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸アンモニア石灰肥料、硝酸苦土肥料、腐植酸アンモニア肥料、被 覆窒素肥料、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿素肥料、メチロール尿素重合肥料、混合窒素肥 料、過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦土肥料、熔成りん肥、焼成りん肥、被覆りん酸肥料、熔成けい酸 りん肥、鉱さいりん酸肥料、加工りん酸肥料、加工鉱さいりん酸肥料、腐植酸りん肥、混合りん酸肥料、硫酸加 里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、被覆加里 肥料、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料、混合加里肥料、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製て い角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉、とうもろこし浸漬液肥料、加工家き んふん肥料、食品残さ加工肥料、混合有機質肥料(植物油かす及びその粉末の二以上を混合したものを除く。)、 液状肥料、吸着複合肥料、家庭園芸用複合肥料、りん酸アンモニア、硝酸加里、りん酸加里、りん酸マグネシウ ムアンモニウム、熔成複合肥料、化成肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、被 覆複合肥料、配合肥料、混合汚泥複合肥料、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、硫酸カルシウ ム、副産石灰肥料、混合石灰肥料、鉱さいけい酸質肥料、シリカゲル肥料、シリカヒドロゲル肥料、けい灰石肥 料、軽量気泡コンクリート粉末肥料、熔成けい酸ー質肥料、硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、炭 酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、リグニン苦土肥料、被覆苦土肥料、混合苦土肥料、硫酸マンガン 肥料、炭酸マンガン肥料、加エマンガン肥料、鉱さいマンガン肥料、混合マンガン肥料、熔成ほう素肥料、加工 ほう素肥料、熔成微量要素複合肥料、混合微量要素肥料

附則

この告示は、令和四年三月十七日から施行する。

◇特殊肥料等を指定する件の一部を改正する件(農林水産省告示第304号)

[官報] 令和4年2月15日 号外 第31号 68~69頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220215/20220215g00031/20220215g000310068f.html

○農林水産省告示第 304 号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十五条第一項の規定に基づき、昭和 二十五年六月二十日農林省告示第百七十七号(特殊肥料等を指定する件)の一部を次のよう に改正する。

令和4年2月15日

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

— [改正後] と [改正前] が併記されているが、紙面の都合上、 [改正前] のみ掲載した。 < ACSES 事務局>— [改正後]

一 (略)

二 肥料の品質の確保等に関する法律第三十五条第一項前段の肥料

工業用 硫酸アンモニア、塩化アンモニア、硝酸アンモニア、硝酸ソーダ、尿素、石灰窒素、硝酸アンモニア ソーダ肥料、硝酸苦土肥料、グリオキサール縮合尿素、りん酸苦土肥料、熔成けい酸りん肥、鉱さい りん酸肥料、混合りん酸肥料、硫酸加里、塩化加里、混合加里肥料、蒸製てい角粉、生骨粉、大豆油 かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、たばこくず肥料及びその粉末、とうもろこし浸漬液 肥料、副産肥料、液状肥料、化成肥料、配合肥料、熔成複合肥料、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム 肥料、副産石灰肥料、硫酸カルシウム、混合石灰肥料、鉱さいけい酸質肥料、軽量気泡コンクリード 粉末肥料、シリカゲル肥料、けい灰石肥料、熔成けい酸質肥料、硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、硫酸マンガン肥料、ぼう酸塩肥料、ほう酸肥料、汚泥肥料(腐熟させていないものに限る。)、硫黄及びその化合物、粗砕石灰石、木の実油かす及びその粉末、微粉炭燃焼灰、カルシウム肥料、石こう、含鉄物

(略) 飼料用

附 則

この告示は、令和四年三月十七日から施行する。

◇肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を 指定する件の一部を改正する件(農林水産省告示第 305 号)

「官報」 令和4年2月15日 号外 第31号 69頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220215/20220215g00031/20220215g000310069f.html

○農林水産省告示第305号

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号)第七条の六第五号の規定に基づき、平成十三年五月十日農林水産省告示第六百四十三号(肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件)の一部を次のように改正する。

令和4年2月15日

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正 後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

— [改正後] と [改正前] が併記されているが、紙面の都合上、 [改正前] のみ掲載した。 < ACSES 事務局>— [改正後]

 $1 \sim 9$ (略)

10 規則第七条の六第五号の農林水産大臣が指定する副産肥料は、原料規格第一及び原料規格第二に掲げる原料のうち原料規格第一中一の項ロ並びに原料規格第二中一の項ヲ、二の項ホ、三の項へ、四の項ホ、五の項八、六の項ル、七の項ホ、八の項ロ及び八、九の項八、十の項ヌ、十一の項ヌ、十二の項八、十三の項ロ、十四の項並びに十五の項に掲げるもの(登録の有効期間か六年である肥料又は当該肥料を原料として使用する肥料の製造において生じたものを除く。)以外のもの(以下「六年原料」という。)を使用したものとする。

11~24 (略)

附則

この告示は、令和四年三月十七日から施行する。

[6] 食品安全衛生関係

◇国産米の無機ヒ素の含有実態調査(平成29年~令和元年産)の結果について

<農林水産省 2022年2月16日> https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/220216.html 農林水産省は、国産玄米及び精米の無機ヒ素の含有実態調査(平成29年~令和元年産)の結果を取りまとめました。

農林水産省は、国産米における無機ヒ素濃度低減対策の導入に向けて、引き続き、国産米の無機ヒ素濃度の含有 実態を把握するとともに、各生産地域に適した低減技術の確立と普及に取り組みます。

1. 調査の目的

農林水産省は、リスク管理措置を検討する際の基礎データとするため、「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき、国産農産物中ヒ素の含有実態を調査しています。平成29年~令和元年産の国産玄米及び玄米をとう精※して得られた精米を対象とした無機ヒ素の含有実態調査の結果を取りまとめました。

※とう精とは玄米のぬかを除いて精米にすること

2. 調査結果の概要

平成29年~令和元年産の国産玄米(1,500点)及び平成29年~平成30年産の玄米をとう精して得られた精米(1,000点)に含まれる無機ヒ素濃度を調査しました。調査試料は、全国の国産米の集出荷施設等において、地域の水稲作付面積に応じた点数を採取しました。

その結果、玄米の無機ヒ素濃度の中央値は 0.15 mg/kg であり、過去の調査結果と同程度でした。

細木牡 名		調本 上米	無機ヒ素濃度 (mg/kg)		
	調査対象	調査点数	中央値	平均値	最大値
	平成 29 年産	500	0. 14	0. 15	0. 38
	平成 30 年産	500	0. 14	0. 15	0. 37
玄米	令和元年産	500	0. 16	0. 17	0. 60
	平成 29 年~	1,500	0. 15	0. 16	0. 60
	令和元年産 計	1, 500			
	平成 29 年産	500	0.08	0.092	0. 26
精米	平成 30 年産	500	0. 10	0.098	0. 25
作用人	平成 29 年~	1,000	0.09	0. 095	0. 26
	平成30年產計	1,000	0.09	0.095	0.20

さらに、玄米と精米の無機ヒ素濃度を比較した結果、玄米と精米の濃度比率は、中央値が64%であり、精米は玄米よりも低い値を示しました。

	玄米の無機ヒ素濃度に対する			
調査点数	精米の無機ヒ素濃度の比率			
	最小値(%)	中央値(%)	平均値(%)	最大値(%)
1,000	38	64	63	86

(玄米の無機ヒ素濃度に対する精米の無機ヒ素濃度の比率)(%)

= (精米の無機ヒ素濃度) / (玄米の無機ヒ素濃度) × 100

3. 今後の対応

農林水産省は、国産米における無機ヒ素濃度低減対策の導入に向けて、引き続き、含有実態を把握するとともに、各生産地域に適した低減技術の確立と普及に取り組みます。

(参考) 食品中のヒ素

ヒ素は、火山活動等の自然現象や産業活動に伴って環境中に放出され、土壌や水といった環境中に広く存在しています。このため、様々な食品や飲料水は、低濃度のヒ素を含んでいます。また、農産物の中ではコメが他の農産物よりもヒ素濃度が高いことが分かっています。

食品からのヒ素の摂取に関しては、内閣府食品安全委員会は、「日本人が食品を通じて摂取するヒ素の現状に問題があるとは考えていない」、ただし、「一部の集団で多く無機ヒ素を摂取している可能性があることから、特定の食品に偏らずバランスのよい食生活を心がけることが重要」としています。

その一方で、ヒ素のように意図せず食品に含まれる有害化学物質については、食品の生産から消費までの過程において適切な対策を行い、その濃度を低減していくことが重要です。これは、国際食品規格の策定等を行う国際機関であるコーデックス委員会において合意された考え方です。

関連情報

・食品中のヒ素に関する情報

ACSES ニュースレター_ 2 2 6 4_20220217

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_as/index.html

・「平成24年度 国産玄米及び精米中のヒ素の含有実態調査」の結果について

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_as/attach/pdf/occurrence-1.pdf

・コメ中ヒ素の低減対策の確立に向けた手引き

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_as/As_tebiki.pdf

・食品中のヒ素に係る食品健康影響評価及び食品中のヒ素に関するQ&A(食品安全委員会)

https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya2009031900k

添付資料

別紙 国産米の無機ヒ素の含有実態調査の結果について(平成29年~令和元年産)

https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/attach/pdf/220216-2.pdf

◇組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件(厚生労働省告示第 39 号)

[官報] 令和4年2月16日 本紙 第676号 3頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220216/20220216h00676/20220216h006760003f.html

手続を経た品種又は品目:カラシナ及びなたね

◇組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件(厚生労働省告示第40号)

[官報] 令和4年2月16日 本紙 第676号 3頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220216/20220216h00676/20220216h006760003f.html

手続を経た品種又は品目: α-アミラーゼ

◇食品安全関係情報を更新しました

<内閣府食品安全委員会 2022年2月10日>

 $http://www. fsc. go. jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2022&from_month=1&from_day=15&to=struct&to_year=2022&to_month=1&to_day=28&max=100$

1月15日~1月28日の海外情報が更新された。食品安全総合情報システムで検索できる。

◇ビジネス Q&A 「食品工場内の設備に組み込むハンドラーやコンベヤなどの搬送設備について HACCP 対応が要求 されています。 RoHS 指令および REACH 規則を遵守していることで HACCP 対応しているといえるでしょうか。」を 公開しました。

<中小企業基盤整備機構 2022 年 2 月 9 日> https://j-net21.smrj.go.jp/qa/org/Q1430.html

[7] 調査、公募、意見募集等

[公募、意見募集等]

◇学校環境衛生基準の一部改正に関するパブリックコメント

< 文部科学省 2022 年 2 月 9 日 >

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001215&Mode=0

改正の概要 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000230909

学校環境衛生基準 温度について:17℃以上、28℃以下 → 18℃以上、28℃以下で

一酸化炭素の濃度について:10ppm 以下 → 6ppm 以下

◇ 「ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案」に対する意見の募集(パブリックコメント)について

<環境省 2022年2月8日>

◇「低濃度 PCB 含有電気機器等の調査方法・適正処理に関する手引き(案)」に対する意見募集(パブリックコメント)について

<環境省 2022年2月10日>

◇「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について(答申)案」に関する意見募集(パブリックコメント)について

<環境省 2022年2月10日>

◇ 令和4年度「安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業」の公募 及び公募説明会の開催について 2月22日

<農林水産省 2022年2月16日> https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/gijyutu/220216.html 農林水産省は、食品安全、動物衛生、植物防疫等に関する行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るため、「安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業(うち課題解決型プロジェクト研究)」の公募を本日から開始します。また、2月22日(火曜日)に本事業の公募説明会(Web会議)を開催します。

1. 公募の概要

農林水産省は、安全な農畜水産物の安定供給に資するよう、食品安全、動物衛生、植物防疫等に関する行政施策・ 措置の決定に必要な科学的知見を得るための試験研究を実施しています。

今般、以下の試験研究課題の企画提案書の公募を行います。

なお、本募集は、令和4年度政府予算案に基づくものであるため、事業の実施は予算成立が前提となります。また、 今後、予算成立までの過程で応募要領等に変更等があり得ることを御承知置きください。

公募課題

環境への抗菌剤・薬剤耐性菌の拡散量低減を目指したワンヘルス推進プロジェクト 公募期間

令和4年2月16日(水曜日)から4月8日(金曜日)17時00分まで

応募要領等

応募要領、企画提案書の様式等については、以下のURLを御参照ください。

URL: https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/r4_rsproject.html

[8] その他省庁発表

◇療養費の改定等について

<厚生労働省 2022年2月16日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=123UvmHD0g7_25UFY

[9] 関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等

[開催案内]

・厚生科学審議会(予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会) 2月18日

<厚生労働省 2022 年 2 月 16 日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=v0X81knr-ibX86stY

- (1) 新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について
- (2) HPV ワクチンの情報提供について
- (3) その他
- ・第76回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第28回薬事・食品衛生審議会 薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(合同開催)(ペーパーレス、Web会議)の開催について

2月18日

<厚生労働省 2022年2月16日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=R70EbrETAt4vC0HVY

- (1) 新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について
- (2) HPV ワクチンの情報提供について
- (3) その他
- ・第12回「多様化する労働契約のルールに関する検討会」開催案内 2月22日
- <厚生労働省 2022年2月16日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=olngilX35jrL76IxY
- (1) とりまとめに向けた議論
- (2) その他

[10] その他

◇インフルエンザ、感染症関係

- ・<u>愛媛県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認(家きん国内 10、11、12 例目)に係る野鳥監視重</u> 点区域の解除について
- <環境省 2022年2月16日> https://www.env.go.jp/press/110586.html
- ・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について(野鳥国内 25 例目)
- <環境省 2022年2月16日> https://www.env.go.jp/press/110601.html
- ・北海道での高病原性鳥インフルエンザ発生(野鳥国内 19 例目)に伴う野鳥緊急調査の結果について
- <環境省 2022年2月16日> https://www.env.go.jp/press/110598.html

[付録]

◇雨漏り…でも修繕費がない マンションの管理不全「スラム化」の懸念

<朝日新聞 2022年2月16日> https://www.asahi.com/articles/ASQ285H1TPDWULEI008.html 「屋上から下の部屋に雨漏りしている」

神奈川県大和市内のマンションの管理組合の会計業務を担う会社に、住民から連絡があったのは、5年ほど前のことだ。

マンションは全部で9戸で、築40年以上経つ。

修理の見積もりをとると高額だったため、住民の意向もあり、簡単な修理にとどめた。その数年後の台風で屋根が飛び、雨漏りはさらに拡大。だが、修繕積立金が足りず、仮の補修しかできなかった。排水管の修理もできていない。

状況は昨秋、さらに悪化した。

理事長と会計責任者の2人が体調不良などを理由に退任。会計責任者が入院したため、組合から修理業者への 修繕費などの支払いが滞るようになった。管理会社への委託費用の捻出も難しい。

もともと修繕計画はなく、積立金が足りないため、修理すべきところもできていない。積立金の滞納者が1人いるほか、全体の戸数が少なく、少額しか集まらないことも背景にある。

70代の前理事長は「資金もなく、住民の多くも管理は人任せ。計画的に修繕するのは難しく、問題が大きくなってから対処するしかできない」と漏らす。

なぜ、こんな状況に陥ってしまったのか。

マンションの老朽化が問題になっています。住民自身も高齢化し、十分な管理ができないケースも。そんななか、適正な管理を促すための制度が新たに始まります。記事の中で詳しくお伝えします。

廃墟マンション、今後は大きな問題に?

10年ほど、このマンション…

管理不全の兆候があると 判定されたマンションの割合	
それぞれの項目に「ない(いない)」と名 ない・いない	答えた割合 ある・いる
管理組合 4.1%	95.9%
管理者など <mark>- 3.3</mark>	96.7
管理規約 - 3.8	96.2
年1回以上の 総会開催 - 5.8	94.2
管理費 ─1.3	98.7
修繕積立金 — 4.5	95.5
修繕の計画的な実施 9.4	90.6
いずれかが 無いと回答した マンションは… 東京都が1983年以前に建築したマンション	9101件